



平成24年9月3日

保護者各位

世田谷区教育委員会

## 大規模地震が発生した場合の対応について

2学期が始まりました。日頃より、世田谷区の教育活動についてご理解ご協力いただきありがとうございます。さて、世田谷区では、先の東日本大震災を受け、今年3月、災害への対応や学校の諸活動における事故防止のための「学校安全対策マニュアル」を改訂いたしました。

その後、大規模地震の際の学校での具体的な対応について検討を加え、以下のように決定しましたので、お知らせいたします。ご理解ご協力、よろしくお願いいたします。

大規模地震（区内で震度5弱以上の地震）が発生した場合の対応は、原則として、次のとおりとします。

### □ 登校前に大規模地震が発生した場合

- ・ 小学校の児童（以下「児童」という。）は、学校から連絡があるまでの間、自宅待機とします。
- ・ 学校は、区の災害対策本部又は教育委員会からの指示に基づき、臨時休校、または自宅待機の解除を決定します。
- ・ 学校は、臨時休校、または自宅待機の解除を決定したときは、電話、緊急連絡メール、学校ホームページ等により、その旨を保護者に連絡します。

### □ 在校中に大規模地震が発生した場合

- ・ 直ちに教育活動を中断し、児童の安全確保を徹底するとともに、保護者への引渡し等により帰宅させる準備を行います。
- ・ 学校は、電話、緊急連絡メール、学校ホームページ等により、児童の安否、学校の被害状況、保護者への引渡しを行うこと等を保護者に連絡します。
- ・ 児童の帰宅方法は、原則として保護者への引渡しによります。
- ・ 保護者の引取りまでに時間を要するなど帰宅が困難な児童については、学校において、飲食、防寒等の必要な対応を行います。

### □ 登校・下校途中に大規模地震が発生した場合

- ・ 学校は、通学路等を巡回し、児童の安全確保にあたり、学校に誘導します。
- ・ 児童が学校に到着した後の対応は、在校中に準じます。
- ・ 学校は、児童が帰宅していた場合は、安全な状況であるか確認に努めます。

※地震の規模によっては、電話、緊急連絡メール、学校ホームページ等が使用できない場合も考えられます。東玉川小学校では、大きな地震が発生した時、保護者の皆様は連絡がなくても児童の引き取りにご来校ください。よろしくお願いいたします。（校長）